

世界健康リスクマネジメントセンター定款

平成 17 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、世界健康リスクマネジメントセンター(英文: World Health Risk Management Center)という。本会の法人格は当分の間「その他の任意団体」とする。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区駒場四丁目六番一号、東京大学生産技術研究所の加藤・大岡研究室に置く。従たる事務所を San Jose, Costa Rica, Dulce Nombre, Coronado, Villa Nova, 300m, North of the Bus Station, #13 に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、国際予防医学リスクマネジメント連盟(Union of Risk Management for Preventive Medicine)の研究・教育推進機関として、日本および世界の一般市民を対象に、安全と医療の質に係わるリスクマネジメントに関する国際産学共同による調査研究事業、国際高等教育事業、国際学会会議事業、機関誌刊行などによる国際情報交換事業を行い、安全と医療の質の向上を計ることで、安全で健康な国際社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の公益活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を計る事業
- (4) 地域安全活動
- (5) 環境の全を計る事業
- (6) 国際協力の活動
- (7) 科学技術の更新を図る事業
- (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、公益事業として、次の事業を行う。

- (1) 安全と医療に係わるリスクマネジメントの調査研究事業
受託調査研究事業と研究費補助事業
委託調査研究事業
- (2) 安全と医療に係わるリスクマネジメントの社会人教育事業
安全と医療に係わるリスクマネジメントに関する講習会、セミナー - の開催
安全と医療に係わるリスクマネジメントに関する講師派遣
- (3) 安全と医療に係わるリスクマネジメントの普及啓発活動事業
安全と医療の質に関する学機関誌、県境報告書、啓発書、その他の教材の刊行

安全と医療の質に関するリスクマネジメントに関するインターネットでの情報発信
ホ - ムページの開設・運営
研究奨励賞の授与
その他の媒体による安全と医療の質に関するリスクマネジメント資料の刊行

- (4) 国際基金事業と募金事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業
 - 医療安全に関する国際学術会議の開催
 - 災害の危機管理に関する国際学術会議の開催
 - 食品安全に関する国際学術会議の開催
 - 環境安全に関する国際学術会議の開催
 - その他の安全と健康に関する国際学術会議の開催

第2章 会 員

(種別)

第6条 この会の正会員は、この会の目的に賛同して入会した個人及び法人とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
- (3) 顧問 40人以内
- (4) 評議員 100人以内

2 理事のうち 1 人を理事長とし、1人以上 2 人以内を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、理事会において選任する。理事には日本国籍以外の人物を若干名含むことができる。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねてはならない。また、日本国籍を有する日本居住者とする。

6 顧問は、学識経験者、行政経験者ならびに産業界指導者より理事会の審議を経て選出するが、日本国籍以外の人物を含むことができる。顧問となる産業界の指導者は、別途に定める一定の寄付を納める必要がある。

7 評議員は、賛助会員より理事会の審議を経て選出するが、日本国籍以外の人物を含むことができる。評議員となる賛助会員は、別途に定める一定の寄付を納める必要がある。

(職務)

第 15 条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 顧問は、理事会に対して助言・指導・協力を行う。産業界からの顧問は、世界の大学・公

的研究所から提案される国際産学共同研究のスポンサー会議及び年次研究発表会に参加する。

- 6 評議員は、世界の大学・公的研究所から提案される国際産学共同研究の年次研究発表会に参加する。

（任期等）

第16条 役員の任期は、一部の顧問を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 顧問は、学識経験者および行政経験者の場合は無期限とし、その他の場合は2年とする。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が前の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- 3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条 顧問及び評議員を除く役員は、その総数の3分1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 理事・監事員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

（種別）

第20条 この会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 4 9 条において同じ。）
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (1 0) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 2 3 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 1 6 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 2 4 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 2 5 条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

（総会の定足数）

第 2 6 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 2 7 条 総会における議決事項は、第 2 4 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 2 8 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事長の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席

したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議事及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年8月1日に始まる、翌年7月31年に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前年の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1項の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、国際予防医学リスクマネジメント連盟(Union of Risk Management for Preventive Medicine)に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この会に、この会の事務を処理するために、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	酒井	亮二
専務理事	林	茂樹
専務理事	白川	太郎

理事	目黒	公郎
理事	今中	雄一
理事	大岡	龍三
監事	伊勢呂	裕史

3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成19年5月31日までとする。

4 この会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成18年3月31日までとする。

5 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 (個人) 5,000 円 (法人会員) 20,000 円

(2) 年会費

(個人会員) 10,000 円

個人会員はセンター開催の総会参加、ならびに学術集会での参加料割引の適用が可能です。

(法人からの評議員) 一口以上。1口 10万円

法人の評議員は、上記の個人会員の資格と共に、センターの社会人教育プログラムに2名の奨学生を派遣できる。

(法人からの顧問) 一口以上。1口 500万円

法人の顧問は、センターの研究・教育活動に関するスポンサー会議の委員となる。

スポンサー会議はセンター理事長が主催し、センターの産学協同活動のあり方を方向付ける機能を有する。会の顧問はセンターでの社会人教育プログラムに5名の奨学生を派遣できる。